

証明書発行機利用時に誤って購入した場合の払戻しについて

■払戻しができないケース

- ・自動プリント課金（自動処理）**加算済**で誤った金額を課金した場合
- ・証明書（発行機から自動で発行されるもの）※の種類や枚数を誤って購入した場合

※証明書の左下に金額記載がないものです

上記の場合、払戻しをすることはできません。

証明書発行時、自動プリント課金時には誤って手続きを行わないよう十分に注意してください。

■払戻し手続きが可能な場合

- ・自動プリント課金（窓口）**未加算**（ただし、ITサポートオフィスでの受付前のものに限る）
- ・その他納入済証等（証明書発行や各種申込を取扱事務室に申請するために、手数料や料金等を発行機にて納入したことを示すもの。ただし、取扱事務室での受付前のものに限る。）

万一、誤購入された場合、下記窓口に納入済証と学生証（在学生以外の方は公的な身分証明書）を持参し、当該年度内に払戻し手続きを行ってください。

また、ご本人以外が払戻し手続きに来られる場合は、ご本人および手続きに来られた方の公的な身分証明書の写しと委任状が必要となります。

原則、銀行振込にて払戻しするため、返還先口座情報を確認できるもの（キャッシュカード、通帳等）もお持ちください。

《払戻受付》

場所 今出川校地：資金課【致遠館1階】 / 京田辺校地：京田辺校地総務課【嗣業館2階】

時間 窓口開室時間 月～金 9:00～11:30、12:30～17:00 （※土日祝日は閉室しています）